

指名停止措置の概要

1. 指名停止業者 株式会社有我工業所
住所 北海道空知郡上富良野町中町3-2-1
2. 指名停止措置期間: 自 令和4年3月31日 4ヶ月
至 令和4年7月30日

3. 事実概要

株式会社有我工業所の代表取締役が、南富良野町が令和3年6月に発注した工事に関し、令和4年2月14日に公契約関係競売入札妨害の疑いで北海道警察に逮捕された。また、令和4年3月7日、上記の事件に関し、贈賄の疑いで北海道警察に再逮捕された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第10号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第10号>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内